

かめのり大学院留学アジア奨学生

## 月次報告レポート

(2021年12月)

### -研究について

12月には、何回か報告がありましたが、その中で研究報告をする機会を頂き、定型約款の規定と契約の一般規定の比較を行いました。

何故このような報告をしたかと言いますと、従来日本の約款の不当条項規制は、約款ではない、契約一般の不当性を判断するのとはほぼ同様の厳格さが基準とされ、約款が組み入れられた契約全体やその条項の効力を正面から無効とするのではなく、解釈を通じてその効力を否定する隠れた約款規制、約款として使われた条項の総体の解釈を例文に過ぎないとする例文解釈を行う等の手段を通じて行われきました。そして、2017年の民法改正によって創設された「定型約款」の規定による不当条項の規制がどのように行われるかについても、議論されたのですが、現在のところでは、「従来とほぼ変動なし」という意見が優勢のようです。しかし、条文ができた以上、従来と何も変わらないとは断言できないというのも事実であると考えました。そのため、もし不当条項規制の体系の日・韓・仏の比較を行うとすれば、まずは定型約款における不当条項規制がどのような位置に立っているかを明確にすることが、先決課題であると考えたのです。

一般の契約は契約を締結した人のうち一方の意思によってその内容を変更することは極めて難しいです。何故なら、「契約は拘束する」という、ローマ法由来の規範が今も生きており、また、契約の、一方当事者の意思による変更が容易であると、結局契約の安定性が損なわれることになり、取引をはじめとして社会全般に大きい影響を与えるためです。

しかし、定型約款は、民法において契約の相手方の一般の利益に合致する場合、もしくは不利益になる場合であっても、それが合理的であると判断される場合は、実質的に定型約款を準備した企業の一方の意思によってその変更が可能になり、相手となる顧客は同意されたものとみなされることとなります。

従いましては、定型約款によって契約に組み込まれた条項の取り扱いを一般の契約と同様に扱っていいのかについては、やはり疑問が残る次第です。

### -生活について

2021年も今日で終わりです。色々大変な一年でありましたが、それなりに楽しく過ごすことができました。かめのり財団の皆様のおかげです。心から感謝の言葉を申し上げます。

12月の初旬には少々体調を崩しておりましたが、冬休みに入ってから少し落ち着いています。また、12月に入ってから少し忙しくなり、あまり運動ができていないのが悔しいです。

クリスマスがあった週には、学校で本の交換会がありました。元彼の遺言書という本をいただき、春休みに入ったら読んでみたいと思っています。